誓約書

令和　年　　月　　日

糸魚川市長　米田　徹　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、糸魚川市（以下「市」といいます。）から令和６年10月23日付で案内がありました「糸魚川市ガス上下水道事業の官民連携に向けた意見聴取」について、事業への参画検討を目的（以下「本目的」といいます。）とし、本案内に係る関心表明書及び本誓約書を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）に関して、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

1　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

2　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

3　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から貸与を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、守秘義務対象資料の破棄後も存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含むがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄等）

1　受領した守秘義務対象資料は、令和６年12月27日までに（又は本書の違反等により市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。

2　受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及びその複写、磁気ﾃﾞｨｽｸ及び録音ﾃｰﾌﾟその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、令和６年12月27日までに速やかに当該複写物等について破棄又は消去することを約束します。但し、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を市に返還又は破棄等することなく、当社において適切に保存することを約束します。